

## 「いきいき働く基本認定医療機関」 ～より働きやすい働きがいのある職場を目指して～

当協会が京都府より受託運営しています「京都府医療勤務環境改善支援センター」では、平成29年1月から「京都いきいき働く医療機関認定制度」を開始しました。

職員一人ひとりがいきいきと輝ける職場づくりに取り組むことを宣言し、勤務環境改善に取り組む病院を当センターが認定します。

本制度により、自院の勤務環境における課題が明確になり、認定取得に向けた取り組みを通じて職員のモチベーションを高め、さらには認定取得により働きがい・働きやすさを広くアピールすることで、人材確保・定着に繋がります。

現在、右記の6病院が基本認定50項目の達成基準を満たしていると判断し、働きやすい働きがいのある職場である「いきいき働く基本認定医療機関」として認定されました。

認定までには、病院において当センターの実施確認が必要となります。実施確認は基本認定申請書の到着順で行いますので、達成基準を満たした病院は申請書を当センターまでご提出下さい。



いきいき働く基本認定医療機関 (平成29年10月末現在)  
※表示はセンターの実施確認及び認定順

## 「いきいき働く医療機関宣言」受付中! ～勤務環境改善で人材確保・定着へ。改善に向けてまずは宣言を!～

平成29年10月末現在で、67の病院が宣言書を当センターに提出し、認定取得に向けて勤務環境改善への取り組みを開始されています。

随時、宣言書は受付中です。宣言をされていない病院は、勤務環境改善に向けてまずは「いきいき働く医療機関宣言」をしましょう。



### いきいき働く宣言医療機関 (平成29年10月末現在)

※表示はセンターへの宣言書到着順

- |                 |                 |                     |                 |
|-----------------|-----------------|---------------------|-----------------|
| 1 京都リハビリテーション病院 | 18 吉川病院         | 35 十条武田リハビリテーション病院  | 52 亀岡病院         |
| 2 京都ルネス病院       | 19 宇治武田病院       | 36 北山武田病院           | 53 高雄病院         |
| 3 田辺中央病院        | 20 京都久野病院       | 37 賀茂病院             | 54 なぎ辻病院        |
| 4 田辺記念病院        | 21 第二久野病院       | 38 京都きづ川病院          | 55 八幡中央病院       |
| 5 精華町国民健康保険病院   | 22 いわくら病院       | 39 宇多野病院            | 56 市立福知山市民病院    |
| 6 京都九条病院        | 23 相馬病院         | 40 洛和会丸太町病院         | 57 田辺病院         |
| 7 西京病院          | 24 向日回生病院       | 41 洛和会音羽病院          | 58 蘇生会総合病院      |
| 8 シミズ病院         | 25 亀岡シミズ病院      | 42 洛和会音羽記念病院        | 59 京都双岡病院       |
| 9 ほうゆう病院        | 26 綾部市立病院       | 43 洛和会音羽リハビリテーション病院 | 60 なごみの里病院      |
| 10 宮津武田病院       | 27 稲荷山武田病院      | 44 洛和会東寺南病院         | 61 富田病院         |
| 11 松ヶ崎記念病院      | 28 京都博愛会病院      | 45 身原病院             | 62 綾部ルネス病院      |
| 12 長岡病院         | 29 学研都市病院       | 46 洛西シミズ病院          | 63 六地藏総合病院      |
| 13 京都南病院        | 30 脳神経リハビリ北大路病院 | 47 洛西ニュータウン病院       | 64 京都東山老年サナトリウム |
| 14 新京都南病院       | 31 京都回生病院       | 48 医仁会武田総合病院        | 65 金井病院         |
| 15 京都民医連中央病院    | 32 木津屋橋武田病院     | 49 武田病院             | 66 京都鞍馬口医療センター  |
| 16 もみじヶ丘病院      | 33 嵯峨野病院        | 50 伏見岡本病院           | 67 五木田病院        |
| 17 三菱京都病院       | 34 京都南西病院       | 51 京都岡本記念病院         |                 |

お気軽にお電話またはご来訪下さい。

※ご来訪される場合、事前にご連絡をお願い致します。病院訪問のご希望があれば、ご連絡ください。

京都府医療勤務環境改善支援センター  
TEL 075-354-8830 FAX 075-354-8834

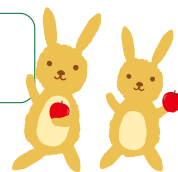
京都医療労務管理相談コーナー  
TEL 075-354-8844 FAX 075-354-8834

業務時間

月曜日～金曜日(土日祝日、年末年始を除く) 9時30分～17時30分

場所

COCON 烏丸8階(京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町 620 番地)



# 京都府医療勤務環境 改善支援センター

Support Center News



November 2017. | Vol. 23

～理事長・院長・事務長・看護部長等管理職対象～

## 医療従事者確保・定着のための 経営・勤務環境改善研修 (第1回)

全3回開催  
します。

医療・介護の提供体制の再編が2025年を目途に進められており、地域医療構想の策定や地域包括ケアシステムの構築等、病床機能再編や在宅医療、機能連携の拡充等に向けて、全体の枠組みが大きく変わろうとしています。このような変化に対応し得る組織づくり、医療従事者の確保は、病院経営者、経営に携わる管理職としての重要な役割であり、また地域医療の維持向上のためにも不可欠です。

これを踏まえ、京都府医療勤務環境改善支援センターでは、病院理事長・院長・事務長・看護部長をはじめ経営・労務の管理職を対象に、労務管理、勤務環境改善を行う上で必ず押さえておくべき法改正の最新情報や改正に伴い求められる実務対応のポイントの解説を主な内容とした「医療従事者確保・定着のための経営・勤務環境改善研修」を平成29年度は全3回開催致します。

第1回目を平成29年10月11日(水)にメルパルク京都にて、「改正育児・介護休業法及びハラスメント対策について」をテーマに、桐田 徹氏(京都労働局雇用環境改善・均等推進指導官)を講師にお招きし、ご講演いただきました。

今月号では、講演の中の「～改正育児・介護休業法について～(平成29年10月1日施行)」をご紹介します。



相談内容など  
秘密は厳守します。



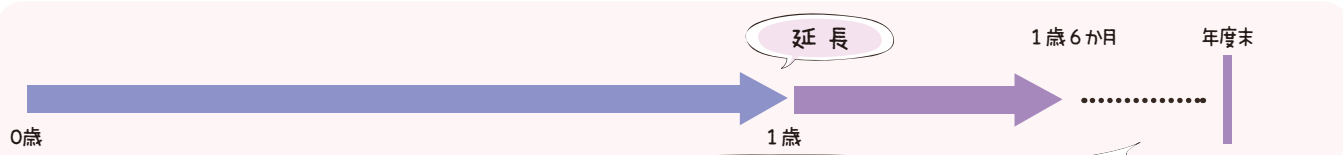
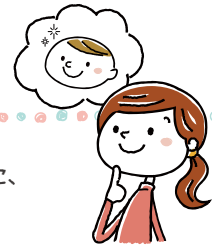
# 改正育児・介護休業法について

(平成29年10月1日施行)

1 育児休業期間の延長

## 現行の内容・課題

○ 育児休業期間は、原則として子が1歳に達するまで、保育所に入れない等の場合に、例外的に子が1歳6か月に達するまで取得できる。



<課題> 保育所への入所が一般的に年度初めであることを踏まえると、この期間については、保育所に預けられず、かつ育児も取得出来ない期間となる。

## 改正の内容

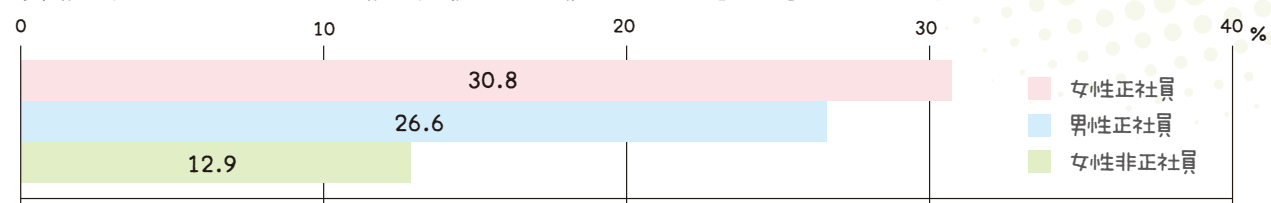
○ 1歳6か月に達した時点で、保育所に入れない等の場合に再度申出することにより、育児休業期間を「**最長2歳まで**」取得できる。  
○ 上記に合わせ、育児休業給付の支給期間を延長する。



## 改正の趣旨

○ 育児休業を取得しなかった労働者に対し、取得しなかった理由を調査したところ「職場が育児休業を取得しづらい雰囲気だった」という回答が一定数あった。  
○ 育児休業の取得を希望しながら、職場が育児休業を取得しづらい雰囲気であることを理由に、育児休業の取得を断念することがないよう、事業主は、対象者に育児休業取得の周知・働きやすさのための規定を整備する。

(参考) 育児休業を取得しなかった理由 「職場が育児休業制度を取得しづらい雰囲気だったから」と回答した者の割合



出典：平成27年度「仕事と家庭の両立に関する実態把握のための調査」三菱UFJリサーチ&コンサルティング

## 改正の内容

○ 事業主は、労働者又はその配偶者が妊娠・出産した場合、家族を介護していることを知った場合に、当該労働者に対して、1個別に育児休業・介護休業等に関する定めを周知するように努めることが規定された。

2 育児休業等制度の個別周知

## 改正の趣旨

○ 特に男性の育児参加を促進するため、就学前までの子供を有する労働者が育児にも使える休業を新設する。

## 現状

○ 育児休業以外に全日の休業を認める制度として、子の看護休業があるが、負傷・疾病にかかった子の世話をする等の事情のない場合には、休業制度を利用することができない。  
○ 一方、配偶者の妊娠・出産に際して男性が取得した休業・休業制度をみると、育児休業制度以外の休業が多く利用されており、育児を目的とした休業は高いニーズがあるといえる。

## 改正の内容

○ 事業主にに対し、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、育児に関する目的で利用できる休業制度の措置を設けることに努めることを義務付ける。

例) いちゆる配偶者出産休業、入園式等の行事参加を含めた育児にも使える多目的休業など(失業者有給給付の積立制度を育児目的として使用できる休業制度として措置することも含む)



3 育児目的休業の新設

平成30年4月1日から

## 障害者の法定雇用率が引き上げになります。



障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。(障害者雇用率制度)。

この法定雇用率が、平成30年4月1日から右のように変わります。また併せて、下記の2点についてもご注意ください。お願いします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日
民間企業	2.0%	2.2%
国、地方公共団体等	2.3%	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2%	2.4%

### 留意点 1 対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。

従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。



### 留意点 2 平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。

平成30年4月から3年を経過する日より前に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。(国等の機関も同様に0.1%引き上げになります。)

## 今後のスケジュール

「京都市いきいき働く医療機関認定制度」認定実施確認 2 病院

### 医療従事者確保・定着のための経営・勤務環境改善研修会(全3回)

日時：平成29年11月16日(木) 午後2時～午後6時  
場所：メルパルク京都  
テーマ：①「無期転換ルールの概要と多様な働き方について」  
②「気になる2つの法人制度を確認する  
～地域医療連携推進法人と「新」持分なし移行認定制度～」  
講師：①大谷 真弓 氏(京都労働局 雇用環境・均等室)  
②石井 孝宜 氏(石井公認会計士事務所 所長・公認会計士)  
対象：病院理事長・院長・事務長・看護部長をはじめ経営・労務の管理職等  
参加費：無料 定員：120名

### 第2回

日時：平成30年1月23日(火) 午後2時～午後6時  
場所：登録会館

### 第3回

### 医療勤務環境改善研修会 「労働時間管理の工夫について」

日時：平成29年12月4日(月) 午後2時～午後5時  
場所：メルパルク京都  
基調講演：奥村 元子 氏(日本看護協会労働政策部看護労働課 看護労働・確保対策担当専門職)  
事例発表：「労働時間管理の工夫についての取組み」  
京都府内の2交代制1病院、3交代制1病院より発表  
参加費：無料 定員：120名



京都市内・南部地域開催

## 10月の活動内容

### 1 医療機関の勤務環境に係る実態把握

「京都市いきいき働く医療機関認定制度」を推進し、医療機関へ勤務環境マネジメントシステムの導入の促進を図ります。

◆「京都市いきいき働く医療機関認定制度」認定実施確認  
平成29年10月:3病院 <平成29年度合計:10病院>

### 2 医療機関への病院訪問

勤務環境改善推進員および社会保険労務士等のアドバイザーを直接、医療機関へ派遣し、現状の勤務環境の把握、勤務環境改善に関する相談・支援を行っています。

平成29年10月:3病院 <平成29年度合計:11病院>

### 3 勤務環境改善に取組む医療機関への個別支援・相談対応等

随時医療経営や労務管理のアドバイザーが医療機関からの勤務環境改善に関する相談、照会等に対応すると共に、ニーズに応じて医療機関に勤務環境改善推進員、社会保険労務士等のアドバイザーを派遣し、勤務環境改善のための取組みの支援を行っています。

### 4 勤務環境改善に関する研修会等の実施

医療機関を対象とした勤務環境改善に関する研修会等を開催します。



各研修の  
申込方法

京都私立病院協会ホームページ(<http://khosp.or.jp>)の「研修会・講習会申込」からお申込みください。

※また、定員に達し次第、締め切りますので、お早目にお申込みください。